明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（一）　一〇
○海上運送法等の一部を改正する法律（二）　三
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（二五）　三三
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（二六）　三六
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（二七）　三六

〔政　令〕
○関税法施行令の一部を改正する政令（一七九）　四〇

〔府令・省令〕
○国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（内閣府・国土交通三）　四一

〔省　令〕
○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務三八）　四一
○施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四三）　四五

〔告　示〕
○自動車の型式を指定した件（国土交通四二〇～四三六）　四九
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同四三七～四四〇）　一〇一
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同四四一～四四八）　一〇二
○自動車の装置の型式を指定した件（同四四九～四七五）　一〇三
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同四七六、四七七）　一〇七
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同四七八～四八六）　一〇七
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同四八七～四八九）　一一〇
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同四九〇～四九七）　一一一
○原動機付自転車の型式を認定した件（同四九八～五〇二）　一一二
○検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件（同五〇三～五〇七）　一一三
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（同五〇八～五一二）　一一三
○施工技術検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同五一三）　一一三
○施工技術検定規則第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同五一四）　一一四
○施工技術検定規則第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同五一五）　一一四
○施工技術検定規則第五条第二項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同五一六）　一一五
○施工技術検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同五一七）　一一五
○特定実務経験を定める件（同五一八）　一一五
○施工技術の基礎となる工学に関する知識を習得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を卒業した者又はこれらの者と同等以上の知識を有する者及び免除の範囲を定める件（同五一九）　一一六
○建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件（同五二〇）　一一六
○建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件（同五二一）　一一六
○建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示（同五二二）　一一七
○建築施工管理について種別を定める等の件等を廃止する件（同五二三）　一一七
○建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する件（同五二四）　一一八
○紋別空港の施設について告示した事項に変更があった件（同五二五）　一二〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。